

八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」答申

八尾市部落差別解消推進基本方針(案)

(中間まとめ)

八尾市人権尊重の社会づくり審議会

2021 (令和 3) 年 月 日

目次(案)

はじめに—基本方針の策定にあたって—	1
1. 趣旨	
2. 基本方針の位置づけ	
第1章 基本方針策定にあたっての基本認識	3
1. 今日の部落問題の特徴と新たな差別の様相	3
2. 国、大阪府および八尾市における部落差別解消に向けた取り組みの歩み	4
1) 同和对策事業特別措置法(1969(昭和44)年)の制定とそれがめざしたもの	
・国による取り組み	
・大阪府による取り組み	
・八尾市による取り組み	
2) 地域改善対策協議会意見具申(1996(平成8)年)とその後の取り組み	
・国による取り組み	
・大阪府による取り組み	
・八尾市による取り組み	
3) 部落差別解消推進法(2016(平成28)年)の制定以降の取り組み	
・部落差別解消推進法の制定とその意義	
・改正社会福祉法(2018(平成30)年)と隣保館事業	
・『八尾市第6次総合計画』が示した人権尊重	
4) まとめ	
3. 部落差別解消に関わる用語の整理	13
1) 同和問題	
2) 同和行政	
3) 同和地区	
4) 同和对策事業対象地域	
5) 部落出身者・同和地区出身者・同和地区住民	
6) 今後の用語の利用について	
第2章 八尾市における部落問題の現状	16
1. 八尾市における部落差別	16
1) 八尾市が認知した差別事象	
・10年間に八尾市が把握、認知した差別事象	
・主な事例	
・その他の大きな差別事象	
2) 同和地区住民が受けた差別経験と対応	
・同和地区住民が直接受けた差別経験	
・差別を受けた後の対応	

2. 部落差別に対する同和地区住民の意識と対応	21
3. 部落差別に対する市民の意識・受けとめ方	22
4. 今日の部落差別事象から見えてくるもの	24
5. 同和地区住民の人口流出入と生活実態	26
1) 人口の転出・転入をもたらした要因	
2) 同和地区居住者の出生地	
3) 生活困窮および福祉ニーズの高い人たちの実態	
4) まとめ	
6. 部落差別の現状に関する調査から明らかになったこと	29

はじめに—基本方針の策定にあたって—

1. 趣旨

被差別部落に対する差別は、長きにわたって残る深刻な問題である。今日では、これまでの差別が残存しているというだけでなく、現代の社会構造の中で差別のあらわれ方に新たな変化が起きており、差別はさまざまなかたちで立ち現れている。被差別部落への偏見や無理解から起きる結婚差別問題、就職差別問題、土地差別調査問題、そして市役所の窓口への同和地区についての問い合わせなどは、いまだに全国各地で続いている。また、近年の大きな出来事として、「全国部落調査」復刻版出版をめぐる裁判、身元調査のための戸籍謄本等不正取得事件など、差別行為をめぐる事件が発生している。八尾市に直接に関係した差別事件としては、2012（平成 24）年の週刊誌における差別性を含んだ記事の掲載、2015（平成 27）年に起きた多くの世帯に差別文書を投函するといった事件があった。

さらには、インターネットの普及による情報化の急速な進展に伴い、加害者の匿名性と情報の拡散性により、またたく間に全国的に人権侵害にあたる行為が広がるとともに、その情報の削除の困難さによっていっそう事態が深刻化する状況が作り出されている。これは、部落問題だけでなく、人権に関わるあらゆる領域に共通して広がっている問題である。

部落問題に対しては、1969（昭和 44）年 7 月の同和对策事業特別措置法の施行以降 33 年にわたるいくつかの特別措置法による取り組み、2002（平成 14）年 4 月以降の一般施策を活用した取り組みによって、同和地区住民の生活環境の改善ならびに生活支援が進められてきた。また、2000（平成 12）年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定によって、部落問題をはじめとする人権課題についての教育と啓発が取り組まれてきた。しかし、今日においても部落差別が根強く存在しているだけでなく、情報化の進展に伴って新たなかたちで部落差別をあおる事象が多く発生している。こうした中で、国は、2016（平成 28）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（略称、部落差別解消推進法）」を制定した。これは、現代社会において部落差別が存在することを国が公に認めたものであるとともに、地域の実情に応じた施策、相談体制の充実、教育や啓発の実施、部落差別の実態にかかる調査の実施を明記し、これらによって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するとした。

このことから、八尾市は、現代においても部落差別が存在していることを認識し、また部落差別解消推進法を踏まえて、市民と一体になって部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現に取り組むことが求められている。あわせて、部落問題以外のさまざまな人権課題の解決に取り組むことも要請されている。

2. 基本方針の位置づけ

八尾市長は、2019（令和元）年7月31日に、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に対し、「部落差別の解消に関する施策について」の諮問を行なった。同審議会はこれを受けて部落差別解消推進専門部会を設置して答申案の検討を行うこととし、同審議会ならびに同専門部会での慎重な議論を経て「八尾市部落差別解消推進基本方針（案）」（以下では「基本方針」とする）を策定することとした。

この「基本方針」の目的は、市長からの諮問において示された「2016年に部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている現状を踏まえ、本市における部落差別の解消に関する施策の方向性」を提起するものである。

この「基本方針」では、以下の構成にしたがって、その方針を述べるものとする。

第1章では、この基本方針の策定の前提として理解しておくべき3つの重要な点を取り上げ、それらについて述べる。その1においては、今日の部落問題がどのような特徴をもつかについて論じるとともに、これにともなって部落差別の現れ方が以前とは異なる側面があることを示す。その2においては、国等と八尾市におけるこれまでの部落差別解消に向けた取り組みの歴史を振り返る。その3においては、今日理解があいまいになっている部落差別解消に関わる用語を整理する。

第2章では、今日の八尾市における部落問題の現状を明らかにする。その1においては、八尾市が把握・認知している部落差別事象を分析し、今日においても部落差別が厳然として存在することを明らかにするとともに、近年のその特徴を述べる。その2においては、同和問題に対する意識調査を通して、八尾市民の多くが今日も部落差別はあると認識していることを明らかにする。その3において、部落差別が、同和地区住民に対してもたらしている社会的諸課題を明らかにする。

第3章では、第1章ならびに第2章を踏まえて、部落差別解消推進に向けての基本方針の必要性、理念及び方向性を提示し、6つの政策目標と各施策の体系について述べる。なお、政策目標は、①人権相談、②部落差別や人権侵害行為の抑止と救済、③部落差別についての教育・啓発、④生活等相談事業、⑤多様性と共生・連帯のまちづくり、⑥事業実施体制とエビデンスにもとづく事業実施の6分野にわたって示される。

第4章では、これら6つの政策分野におけるさまざまな施策の総括を行うとともに、各分野の政策目標に則した基本的施策を示す。

「おわりに」では、6つの政策分野ごとに主な施策の課題をあらためて整理して示した。

第1章 基本方針策定にあたっての基本認識

1. 今日の部落問題の特徴と新たな差別の様相

部落差別の問題は、封建時代に確立された身分制度に起源をもつが、人間の自由と平等が完全に保障されることを謳った日本国憲法のもとにある現在社会においても依然として根深く存在している点において、まさしく現代の問題である。

現代社会では、被差別部落に対する差別の他に、生活困窮や貧困に対する差別、不安定雇用従事者に対する格下意識、学校や職場におけるいじめ、それらの問題と深く関わって起きているひきこもりなどへの差別の問題があり、障がい者、外国人そしてさまざまなマイノリティ集団に対する差別が多く発生している。現代の日本では、家族や地域社会における共助が衰退し、自己責任論の台頭などによるリスク社会化が進んでいるが、他方で情報化の進展にともなって画一的な価値規範に支配された社会が作り出され、人々のあいだで同質性を求める仲間社会が築かれていく傾向が強まっている。こうしたなかで、リスク社会化によって不安感を多く抱える人たちを中心に、その要因がなんであれ“異質”あるいは“格下”と見なされた人々を差別の対象とし、排除していく傾向が作り出されている。そうしたなかで、社会集団として可視化されやすい被差別部落が、容易に差別の対象として利用されていく状況が生まれている。すなわち、現代の部落問題は、過去の部落差別が残存しているという側面だけでなく、現代特有の社会的規範のあり方や社会的排除といった問題と強く絡み合いつつ、新たなかたちをとって立ちあらわれているのである。

被差別部落への偏見や無理解から起きる結婚差別や就職差別、市役所の窓口への同和地区の問い合わせなどが、いまだに全国各地で続いている。このほか、近年、大きな差別事件が起きている。その一つとして、「全国部落調査」復刻版出版とインターネット上での公開がある。これは、2016（平成28）年、鳥取ループ・示現舎が、昭和初期に国の外郭団体が実施した被差別部落の実態調査報告書を、過去の地名を現在のものに修正して出版しようとした事件である。これに対し、横浜地方裁判所は同年3月に、これは「人格権に対する権利侵害行為である」として出版禁止・ネット掲載禁止を求めたが、裁判は今も続いている。

また、戸籍謄本等不正取得事件は、2007（平成19）年の戸籍法・住民基本台帳法の改正により戸籍が原則非公開となって以降も、身元調査のため戸籍謄本等を不正に取得しようとするものであり、これはいくつかの自治体で発生してきた。このため、2009（平成21）年に大阪狭山市で「本人通知制度」が導入され、その後八尾市はもちろん多くの自治体がこれを取り入れるようになった。しかし、近年でも依然として戸籍の不正取得が起きている。

こうした中、きわめて深刻な問題として、インターネットを活用した部落差別の拡散がある。インターネットは現代に暮らす市民にとって必需のツールであり、人権について世界に発信を行っていく上でも不可欠のものとなっている。しかし、他方で、このインターネットを使った部落差別、人権侵害が急増している。2016（平成28）年3月の法務省発表「平成27年中の「人権侵犯事件」の状況について」によれば、2015（平成27）年におけるインターネットを利用した人権侵犯事件は1,736件と過去最高件数を更新し、10年前と比較して約6.4

倍に増加した。これらの多くはプライバシー侵害と名誉毀損であるが、これらの中に部落差別に関係したものも多い。このように、インターネットは、情報の拡散性、情報の削除の困難さ、そして加害者の匿名性によって、差別をめぐる事態を深刻化させている。

最後に、被差別部落をめぐる現状として、次の点も指摘しておかなければならない。被差別部落では、1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法の施行以降生活改善の一環として住宅改善事業が取り組まれてきた。しかし、2002（平成14）年の特別措置法の失効により同和地区の改良住宅が公営住宅として扱われることになり、応能応益制度が導入された。これによって経済的困窮層が被差別部落内の公営住宅に流入することが可能となり、被差別部落には経済的な困難に直面する人々が常に滞留する構造ができあがった¹。確かに経済的困窮者に対する居住権保障は重要でありそれを推進する必要があるが、その受け皿として同和地区の公営住宅が多く活用されることにもなって、生活困窮者への偏見と被差別部落への偏見がかさなりあって、差別がいつそう助長される構造が作り出されてきた。

これらを踏まえて、今日の部落差別の解消を考えた時、まずは、国の法律や地方自治体の条例などによって、様々なかたちで引き起こされている差別事象の発生を可能なかぎり事前に抑止していくことが求められる。とりわけ、インターネットを利用した差別事象を抑止する取り組みは、国はもちろん自治体においても喫緊の課題である。

また、身近に立ち現れる部落差別に対して市民一人ひとりがその差別性を見抜き毅然とした対応ができるように、部落問題についての学習と啓発がいつそう重要となっている。

さらに、社会的権利保障の視点から被差別部落に暮らす人々の生活を支えるための公的支援策へのアクセスの改善を図り、その地域の人々が相互に支え合いながら安心して暮らしていける地域共生のまちづくりが求められている。

加えて、被差別部落に対する偏見を是正するために同和地区の周辺や外部に暮らす人々との様々な交流を通して相互理解を深める取り組みなどが求められる。

2. 国、大阪府および八尾市における部落差別解消に向けた取り組みの歩み

1) 同和対策事業特別措置法（1969（昭和44）年）の制定とそれがめざしたもの

・国による取り組み

1960（昭和35）年8月、同和問題を本格的に調査審議する機関を設置するための同和対策審議会設置法を制定し、1961年（昭和36）年12月に同和対策審議会が発足した。1965（昭和40）年8月には、「同和対策審議会答申」（略称、「同対審答申」）が提出され、その中で、部落問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」と明言し、この「問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」と位置づけた。これ以降、この答申は、同和行政の基本的指針としての役割を果たしてきた。

¹ 大阪府『大阪府同和対策審議会答申（平成13年9月）』2001年、第1章第2節・第3節。大阪府「平成27年度 大阪府同和問題解決推進審議会（平成28年1月22日開催）議事概要・配付資料」。
また、2010年の八尾市については、第2章を参照。

1969（昭和44）年7月には、同和地区における経済力の培養、住民の生活の安定および福祉の向上等に寄与することを目的とする同和対策事業特別措置法が施行され、国及び地方自治体が同和対策事業を実施するために必要な予算措置を講ずることが定められた。こうして、同和行政の本格的な展開が開始されることとなった。

この同和対策事業特別措置法は10年間の時限立法であったが、なお「残事業」があるとして3年間の期限延長がなされた。これを引き継ぐかたちで、1982（昭和57）年に地域改善対策特別措置法が5年間の時限立法として制定された。この法律の期限切れにあたって制定されたのが、1987（昭和62）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（略称、地対財特法）である。同法は、2度の延長を経て2002（平成14）年3月に期限切れを迎えた。ここに33年間続いた同和対策事業（地域改善対策事業）に関わる法律の幕は閉じ、同和対策事業（地域改善対策事業）は終了した。

・大阪府による取り組み

1947（昭和22）年から、大阪府では、地区環境改善事業の整備等、先進的な取り組みを行ってきた。1963（昭和38）年10月には、国にならって大阪府同和対策審議会が設置された。その後、国における同和対策事業特別措置法の制定を受けて、大阪府はさらに同和対策事業を推進していった。

こうした中で特筆すべきものとして、1985（昭和60）年10月に施行された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」がある。1970年代中頃以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍『部落地名総鑑』が売買され、個人調査用に興信所で使用され、就職者の個人調査用に企業などが購入する事件が発覚した。大阪府は、この問題を契機に、部落差別につながる調査・報告をなくし、府民の基本的人権を守る助けとなることを目的として、この条例を施行した。また、2011（平成23）年には条例を一部改正し、興信所・探偵社業者に加え、「土地調査等」を行う者を規制の対象とした。

・八尾市による取り組み

1922（大正11）年12月1日に大阪府中河内郡西郡水平社が創立された。同年3月には全国水平社が京都において創立されているが、全国でもいち早く八尾の地に部落解放の炎が灯された。

第二次大戦後、八尾市は、国の動きを受けて、1961（昭和36）年に「八尾市同和地区改善協議会」を設置した。

教育関係では、1963（昭和38）年に「同和教育の基本方針」が策定され、1964（昭和39）年3月には、「同和教育の推進を要望する決議」が八尾市議会において採択された。また、1963（昭和38）年の「基本方針」が1967（昭和42）年には全面改正され、「八尾市同和教育基本方針」として制定された。

1965（昭和40）年には、国の「同対審答申」を受けて、「同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望する決議」が八尾市議会で採択された。

また、1967（昭和42）年12月には、八尾市同和地区改善協議会が八尾市同和対策審議会に改組され、1970（昭和45）年に答申を出した。ここでは、同和地区の生活環境改善、産業振興と就労改善、福祉保健対策、学校教育と社会教育、啓発と人権相談からなる人権擁護対策について総合的・具体的施策が示されるとともに、実施体制の確立が提起された。その後の2002（平成14）年3月末までの33年間にわたる同和対策の実施によって、生活環境や福祉保健対策などの分野で成果がみられたが、就労改善、教育、人権擁護対策などにおいては、引き続き課題が残った。

なお、1977（昭和52）年に八尾市同和対策審議会は、八尾市同和対策協議会に改組された。

2) 地域改善対策協議会意見具申（1996（平成8）年）とその後の取り組み

・国による取り組み

1965（昭和40）年の「同和答申」を踏まえたこれらの政策によって、住環境や道路改修などは大きく改善されたものの、就労、産業、保健・福祉、教育・啓発などの分野においては課題が残り、また、依然として差別意識の解消が十分に進まず、同和問題が解決されたとはいえない状況であった。

このことから、1996（平成8）年5月、国の地域改善対策協議会（略称、地対協）は「地域改善対策協議会意見具申」（略称、「地対協意見具申」）を示し、特別対策事業後の同和行政について次のような5つの指針を示した。①「同和問題は過去の問題ではない」「残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない」として、部落差別の現実を認知した。②「答申がなされて既に30年余りが経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない」と、改めて「同和答申」の意義を確認した。③「同和答申は、『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない」と、「地対財特法」期限切れ後も取り組みを推進することを強調した。④同和問題の解決を「戦後民主主義の真価」が問われている課題とし、その解決は「国際的責務」との認識を示した。⑤今後の取り組みについて、「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けての努力」を促した。

すなわち、この「地対協意見具申」は、「特別対策法の法令上の根拠がなくなることにより、2002（平成14）年度以降は、施策ニーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般施策によって対応すること」とし、さらに地方公共団体に対し「地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換点にあたり、地方単独事業のさらなる見直しが強く望まれる」とした。いわば、地方自治体においては、必要とされる同和対策に対して一般施策を使ってしっかりと実施していくことが求められたのであった。

あわせて、国は、人権政策推進の国際的な潮流の形成という動きに影響されながら、1996（平成8）年に人権擁護施策推進法（5年間の時限立法）を制定し、人権擁護推進審議会を設置した。同審議会での検討を経て、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推

進に関する法律」が制定された。同法は、人権教育と人権啓発に関する施策の推進についての国、地方自治体そして国民の責務を明らかにした。こうして、全国の自治体では、部落問題をはじめとするさまざまな人権課題についての教育と啓発に取り組むようになっていった。

・大阪府による取り組み

2002（平成14）年3月まで続いた同和対策事業によって、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善された。しかし、2000（平成12）年度に大阪府が実施した『同和問題解決に向けた実態等調査』等によると、進学率、中退問題等教育の課題、失業率の高さ、不安定就労といった労働の課題等が残されていること、府民の差別意識の解消も十分に進んでいないことがわかった。また、住民の転出入が多く、学歴の高い層や若年層が転出し、低所得層、母子世帯、障がい者等行政上の施策等による自立支援を必要とする人々が来住している動向が進んでいることがわかった。

これらを踏まえて、2001（平成13）年9月に大阪府同和対策審議会答申「大阪府における今後の同和行政のあり方について」が示された。この答申では、「同和地区、同和地区出身者のみに対象を限定せずさまざまな課題を有する人びとの自助・自立を図り、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図るとの視点に立って、的確に行政ニーズを把握し、人権尊重の観点に立った一般施策として、取り組んでいく」という基本視点が示された。また、これをうけて、大阪府同和対策審議会は、2002（平成14）年4月から大阪府同和問題解決推進審議会と名称を変更して、大阪府における同和問題の解決の推進を目指して再出発をした。

なお、2002（平成14）年10月に各市町村長あてに出された大阪府企画部長通達「地対財特法後の同和行政について（通知）」では、「地対財特法の失効に伴い、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業の前提となる、いわゆる『地区指定』はなくなり、特別対策としての同和対策事業は終了しましたが、このことが、即ち、同和問題が解決した、あるいは、これまで特別措置としての同和対策事業を実施してきた同和地区はなくなったといったことを意味するものではありません」と述べた。すなわち、2000年代に入っても部落問題は残っていること、そして、その後は一般施策を活用して同和問題の解決を図ることが示された。

その後、2008（平成20）年2月の大阪府同和問題解決推進審議会提言「大阪府における今後の同和問題解決に向けた取り組みについて」が出され、また2011年度から2015年度にかけて、実態把握に向けた取り組みが行われた（2000（平成12）年から2011（平成23）年の「行政データを活用した実態把握」、2000（平成12）年と2010（平成22）年度の「国勢調査を活用した実態把握」）。その結果、2016（平成28）年1月22日開催の大阪府同和問題解決推進審議会では、府民文化人権局が取りまとめた「旧同和対策事業対象地域の課題について—実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて—」が提示され、「対象地域には依然として課題が見られる」ことが明らかとされた。

・八尾市による取り組み

八尾市は、2001（平成13）年度から、「人権が尊重され共生の心があふれる人間都市づくり」を基本理念とする『八尾市第4次総合計画』をスタートさせた。2011（平成23）年度からの『八尾市第5次総合計画』では、「人権尊重と平和を希求する共生社会の実現」がまちづくりの取り組みの方向として示された。これを受けて、八尾市は、あらゆる施策の推進において、人権尊重の視点を持ちながら同和問題などさまざまな人権課題の解決に以前にも増して取り組むこととした。

「八尾市人権尊重の社会づくり条例」は2001（平成13）年3月に制定され、同条例に基づき10月に「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」が設置された。同審議会は、2003（平成15）年10月に、「答申 人権に関する施策を総合的に推進するための方策について」を提出し、ここで提起された「人権意識の高揚を図るための方策について」にもとづいて、2006（平成18）年3月には「八尾市人権教育・啓発プラン」が策定された。なお、2016（平成28）年3月には「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」として継続され、2021（令和3）年4月からは、中間見直しを経て「同プラン（改定版）」が策定され、実施されることになる。

八尾市同和対策協議会は、地对財特法の2002（平成14）年3月末失効後の八尾市の同和対策のあり方について検討を行い、また、人権施策の新たな展開の動きを見据えつつ、2001（平成13）年12月、「平成14年度以後の同和行政のあり方についての意見具申」（略称、「八尾市同和協意見具申（平成13年）」）を提出した。これを踏まえて、八尾市は、2004（平成16）年7月に、『八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について』（略称、『施策のあり方』）を策定した。この『施策のあり方』では、「同和地区の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されたが、教育、労働、保健・福祉等の分野において課題が残されており、また、依然として差別意識の解消が十分に進んでいない等、今なお同和問題が解決されたとはいえない状況である」との現状認識のもと、「人権教育・啓発」「人権相談」「教育」「生活福祉」「労働」「住宅・住環境」の今後の施策の推進方向が示された。

なお、2013（平成25）年4月には、『時点修正版 八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について』（『時点修正版 施策のあり方』）を作成し、2020（令和2）年度を目標年度として取り組んできたところである。

しかしながら、近年においても、八尾市では、市役所に同和地区についての問い合わせが起きており、悪意や偏見に満ちた差別文書が多数の郵便受け等に投函されるなど、同和問題に関する多くの差別事象が認知されている。また、既に述べたように、土地差別調査や戸籍謄本等の不正取得事件などが全国で発生するなど、いまだ部落問題が解決したとはいえない状況にある。さらに、近年の情報化の進展に伴い、インターネットにおける差別的な書き込み等、部落差別をめぐって新たな状況が生まれている。

3) 部落差別解消推進法（2016（平成28）年）の制定以降の取り組み

・部落差別解消推進法の制定とその意義

現代においても部落差別が存在し、かつインターネットを活用した差別などが広まってきたことから、2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定された。また、この年は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行された年であり、国はさまざまな差別の解消に向けて大きく一歩を踏み出した。

部落差別解消推進法の趣旨をまとめると、以下の8項目となる。

- ①「部落差別が存在する」ことを初めて法律において認知したこと
- ②「部落差別は許されないものである」ことを明記したこと
- ③「部落差別のない社会を実現する」ことを目的として定めたこと
- ④「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める」ことを求めたこと
- ⑤「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ことを国及び地方公共団体の責務としたこと
- ⑥「部落差別に関する相談体制の充実」を国及び地方公共団体に課したこと
- ⑦「部落差別を解消するための教育及び啓発を行う」ことを国及び地方公共団体に求めたこと
- ⑧「部落差別の実態に係る調査を行う」ことを明記したこと

このようにして、部落差別解消推進法では、部落差別が存在することを公に認め、相談体制の充実、教育・啓発の実施、そして部落差別の実態に関する調査の実施が明記された。

・改正社会福祉法（2018（平成30）年）と隣保館事業

国は、2018（平成30）年4月に、地域共生社会の実現を目的とした改正社会福祉法を施行した。これは、「誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会」を目指すものである。また、「様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況」が増えていることへの対応として提起されたものでもあった。このため、「地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」とされた（厚生労働省 web サイト「『地域共生社会』の実現に向けて」）。

これを受けて、厚生労働省は、「生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、『支え手』『受け手』という関係を超えて支え合う取組み」を育むことをめざすとした（同上 web サイト）。いわば、地域共生のまちづくりである。

さらに、厚生労働省は、2018（平成30）年3月1日の『社会・援護局関係主管課長会議資料』において、

- ① 地域共生社会の実現に向けた市町村の体制整備において「隣保館等が関係機関の一つ」であること、「地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していること」を強調した。
- ② 「隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとし」、地域福祉計画策定にあたっては、こうした視点についても留意すること、
- ③ さらに、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要から、隣保館は、市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関、自立相談支援機関と連携することを求めた。

この地域共生社会の実現は、隣保館と同和地区にある社会資源となっている団体に対して、同和地区とその周辺においてこれまで実施してきた相談・支援活動に一定の根拠を与えるものであり、今後いっそうの活動強化が求められていると言える。

とくに、隣保館は、相談事業の拠点として、また「地域共生のまちづくり」の中心として機能が強化されることが求められている。

・『八尾市第6次総合計画』が示した人権尊重

八尾市では、2001（平成13）年の『第4次総合計画』、2011（平成23）年の『第5次総合計画』を踏まえて、2021（令和3）年4月から『八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～』に基づく施策が実施される。

総合計画に掲げる6つの目標のうち、「目標5 つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち」には「お互いの人権を大切にし、人と人とのつながりを作り育て、自分らしく活動し、自己実現ができていくという喜びによりしあわせを感じられる、『つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち』をめざします」とした。また、その「取り組み方向（政策5）」では、「社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し認め合う必要があります。そのためには、一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます」とされている。その具体的施策の一つとして「施策No.27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」が展開されている。

すでに述べたように、部落差別の解消に向けたこれからの取り組みでは、一方で部落差別に関する教育と啓発をいっそう推進するとともに、あわせて人々の多様性の承認、他者の尊重、共生・連帯を大事にする社会を地域から創造する「地域共生のまちづくり」が求められている。これに対して、『八尾市第6次総合計画』もまた、同じ方向をめざしていることがわかる。

4) まとめ

この節では、1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法の成立とそれがめざしたもの、2002（平成14）年3月の一連の特別措置の終了とそれ以降の一般施策を活用した部落差別解消に向けた取り組み、2016（平成28）年の部落差別解消推進法と2018（平成30）年の地域共生社会の推進と隣保館事業について整理を行なった。1960年代から始まった実態的差別の解

消に同和政策は一定の成果を挙げつつも部落差別そのものは解消が進んでいないことが、大阪府の調査などによって明らかとなった。

こうした実態的な部落差別の解消と合わせて、2000年代に入って以降は部落問題についての教育と啓発が推進されてきた。しかし、これもまた、部落差別の現れ方が変化したこともあって、大きな成果をあげたとは言えず、2016（平成28）年の新たな法律、部落差別解消推進法が制定された。ここでは、「部落差別が存在する」ことを初めて法律において認め、「部落差別のない社会を実現する」ことを目標として掲げられた。他方、その2年後の国による地域共生社会づくりの提起を受けて今日の隣保館の役目が明確にされたことの意義も大きい。そして、八尾市においては、2021（令和3）年4月からの『八尾市第6次総合計画』において、引き続き人権施策の推進が打ち出された。

こうした一連の展開は、この『基本方針』が目指すべき方向性について、多くの示唆を提供してくれている。

なお最後に、国、大阪府ならびに八尾市における同和行政の経過については、表1-1の通りである。

表1-1 国、大阪府ならびに八尾市における同和行政の経過

年月	国・大阪府の動き	八尾市の動き
1961(昭和36)年12月	国・同和対策審議会設置	
1963(昭和38)年10月	大阪府・大阪府同和対策審議会設置	
1965(昭和40)年8月	国・同和対策審議会答申	
1967(昭和42)年6月		八尾市同和教育基本方針制定
1969(昭和44)年7月	国・同和対策事業特別措置法制定	
1970(昭和45)年		八尾市同和対策審議会答申
1982(昭和57)年4月	国・地域改善対策特別措置法制定	
1985(昭和60)年10月	大阪府・「大阪府部落差別事象に係る規制等に関する条例」制定	
1987(昭和62)年4月	国・地対財特法制定	
1996(平成8)年3月 同年5月	国・人権擁護施策推進法制定 国・「地域改善対策協議会意見具申」	
1997(平成9)年3月	大阪府・「人権教育のための国連10年」に係る行動計画を全国に先駆けて策定	
1998(平成10)年	大阪府・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定	
2000(平成12)年12月	国・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定	

2001(平成13)年3月 同年4月 同年9月 同年10月 同年12月	大阪府・「大阪府人権施策推進基本方針」策定 大阪府同和対策審議会答申「大阪府における今後の同和行政のあり方について」	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」制定 八尾市『第4次総合計画』実施(2010年度まで) 人権尊重の社会づくり審議会設置。八尾市同和対策協議会「平成14年度以後の同和行政のあり方についての意見具申」
2002(平成14)年3月 同年3月 同年4月	国・地対財特法失効 国・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 大阪府・総合相談事業(補助金事業)を府内全市町村とともに開始	
2003(平成15)年10月		「答申 人権に関する施策を総合的に推進するための方策について」
2004(平成16)年4月 同年7月	国・人権侵犯事件調査処理規程を施行	「八尾市人権教育基本方針」策定 八尾市「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」策定
2005(平成27)年	大阪府・「大阪府人権教育推進計画」策定	
2006(平成18)年3月		「八尾市人権教育・啓発プラン」策定
2008(平成20)年2月	大阪府同和問題解決推進審議会提言「大阪府における今後の同和問題解決に向けた取り組みについて」	
2011(平成23)年4月 同年10月	「大阪府部落差別事象に係る規制等に関する条例」改正。「土地調査等を行う者」を規制の対象に。	八尾市『第5次総合計画』実施(2020年度まで)
2012(平成24)年8月		「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」総括報告書
2013(平成25)年4月		「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」時点修正
2016(平成28)年1月 同年3月 同年12月	大阪府・府民文化部人権局「旧同和対策事業対象地域の課題について一実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて」 国・部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)施行	「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」策定

2021(令和3)年3月		答申として「同和問題(部落差別)解消推進基本方針」(~2028年度)策定
同年3月		「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」策定
同年4月		八尾市『第6次総合計画』実施予定(2028年度まで)

3. 部落差別解消に関わる用語の整理

部落差別の解消を進めるにあたっては、用語の理解について共通した認識を持つておくことが必要である。このことから、ここでは基本方針において使われている主な用語を取り上げ、その意味するところを再確認しておく。

1) 同和問題

部落問題と同義である。法務省・文部科学省の『人権教育・啓発白書』(令和2年版)では、「同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である」とされている。

2) 同和行政

部落差別の解消を目的として実施される行政のことをいう。部落差別解消行政、部落解放行政などと呼ばれることもある。「同対審答申」は、「過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」としている。

また、1996(平成8)年の「地対協意見具申」は、「同対審答申は、『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない」と指摘している。

3) 同和地区

部落差別の対象とされてきた地区を指す行政用語である。単に部落、あるいは被差別部落とも呼ばれる。

なお、「同和対策事業対象地域」と「同和地区」は一定独自であり、同和地区との呼称は同和対策事業が開始される以前から使用されていた。

2002(平成14)年10月に各市町村長あてに出された大阪府企画部長通達「地対財特法後の同和行政について(通知)」では、「地対財特法の失効に伴い、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業の前提となる、いわゆる『地区指定』はなく

なり、特別対策としての同和対策事業は終了しましたが、このことが、即ち、同和問題が解決した、あるいは、これまで特別措置としての同和対策事業を実施してきた同和地区はなくなったといったことを意味するものではありません」としている。

4) 同和対策事業対象地域

1969（昭和44）年に制定された同和対策事業特別措置法に基づき同和対策事業を実施する対象地域のことをいう。同事業は同和地区を対象として実施されるため、各自治体は、地元住民と協議して、一定のエリアを設定しそれを同和地区エリアと見なして事業を実施してきた。これが同和対策事業対象地域であり、「地区指定」と呼ばれている。なお歴史的、社会的に同和地区（被差別部落）とされてきた地域においても同和対策事業を実施してこなかった地域は同和地区（被差別部落）であっても同和対策事業対象地域とは呼ばれない。

5) 部落出身者・同和地区出身者・同和地区住民

部落出身者とは部落差別の対象とされる可能性のある人々のことであり、同和地区出身者も同義のものとして用いられている。部落差別は前近代の封建的身分制度に由来するものであることから、部落出身者（同和地区出身者）は当時の被差別階層の子孫・末裔であるとのイメージが持たれていることが多い。

しかし、近代以降は、様々な旧身分や階層の間における婚姻が進み、単一身分や階層だけからなる子孫・末裔は事実上存在しないといえる。そこで現在では、部落出身者（同和地区出身者）の識別は同和地区との属地関係の有無によって行われていることが、意識調査などから示されている（表1-2参照）。そのため、本人の自覚や認識とは関係なく、同和地区に居住する住民であることから、部落差別を被る場合も生じている。

こうした状況を踏まえて、同和地区住民は、部落差別の対象とされてきた地区の住民と捉えられ、同和対策事業が適用（一定の条件を付す場合もある）され、実態調査の対象となってきた。

表1-2 同和地区出身者を判断する理由（複数回答可）

	総数	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区にある	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答・不明
2010年調査	874	41.4%	19.2%	31.8%	30.2%	25.1%	22.5%	22.1%	13.5%	2.1%	20.7%	12.2%
2005年調査	3424	50.3%	23.6%	38.3%	36.6%	29.1%	27.5%	26.0%	18.9%	1.2%	22.7%	1.7%

出所：大阪府 2006『人権問題に関する府民意識調査報告書』。
大阪府 2011『人権問題に関する府民意識調査報告書』。

6) 今後の用語の利用について

ここでは、これまで広く使われてきた部落問題および部落差別解消に関わる様々な用語が意味するものについて整理を行ったが、部落差別解消に向けた施策に関わる行政関係者をはじめ多くの人々においてはこれらについての理解を深めることが求められる。

また、今後は、同和対策を「部落差別の解消に関する施策」と表現するなど、部落差別解消推進法に示された用語を使うことを基本とし、必要に応じてこれらの用語を利用することで対応していくことが望ましい。

（以下、本文の大半は非常に薄い文字で印刷されており、ほとんど読み取れない状態です。これはスキャン時の解像度やコントラストの問題によるものと推測されます。）

（表）用語の整理と関係用語の整理

用語	定義	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語	関係用語
部落	...	部落問題	...	部落差別	...	部落差別解消	...	同和対策	...	同和対策事業	...	同和対策費	...
部落差別	...	部落差別解消	...	同和対策	...	同和対策事業	...	同和対策費	...	同和対策費	...	同和対策費	...
同和対策	...	同和対策事業	...	同和対策費	...	同和対策費	...	同和対策費	...	同和対策費	...	同和対策費	...

第2章 八尾市における部落問題の現状

1. 八尾市における部落差別

1) 八尾市が認知した差別事象

・10年間に八尾市が把握・認知した差別事象

表2-1に示されているように、2010（平成22）年度からの10年間に於いて、八尾市が把握・認知している差別事象は69件あり、うち36件が部落差別に関するものであった。各年度の認知件数はばらつきがあるが、差別事象全体では、年平均7件、うち部落差別に関するものが3.6件と半分を占め、きわめて高い割合となっている。また、近年はインターネットによる差別が生じている。

表2-1 八尾市が把握・認知している部落差別事象

年度	認知件数	うち同和問題（事象種別）
2010(平成22)年度	9件	5件（発言4件、投書1件）
2011(平成23)年度	3件	3件（発言2件、落書き1件）
2012(平成24)年度	6件	4件（発言2件、落書き1件、その他（※1）1件）
2013(平成25)年度	8件	4件（発言4件）
2014(平成26)年度	5件	1件（発言1件）
2015(平成27)年度	6件	3件（発言2件、投書（※2）1件）
2016(平成28)年度	4件	3件（発言2件、インターネット1件）
2017(平成29)年度	6件	3件（発言2件、インターネット1件）
2018(平成30)年度	10件	4件（発言3件、インターネット1件）
2019(令和元)年度	12件	6件（発言5件、インターネット1件）

出所：差別事象の件数は、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に報告されたものである。

・主な事例

① 2010年6月20日 「部落地名総鑑を検索せよ」と図書館に

「部落地名総鑑を検索してほしい」と市民が図書館に来て職員に申し出があった。職員ができない旨を伝えると、行為者は「図書館職員の対応が悪くて眠れない」と八尾警察署に通報。後日、再びやってきて同様の要求を突きつける。行為者は部落地名総鑑の閲覧を求めた理由として、引っ越しにあたりそこが被差別部落ならいやであること、「小学校の歴史授業で、徳川時代に差別される人がいると習った。その時、自分が差別される側にまわりたくないと思った。知らずに部落地域に引っ越して、同様にみられるのは嫌だった」と話している。

- ② 2013年5月24日 「部落を教えてほしい」と市役所人権政策課に来所

「知り合いから、八尾には北と南に部落があるって話を聞いたから、教えてほしいと思って」「人を採用するときに問題があるからに決まっているやろ」「大手の会社でも興信所を使って身元調査を行つとる。どこでもやってる。産業界の常識や。不良社員を雇わんためや」と発言する。

- ③ 2017年6月5日 インターネット上で同和地区情報が流される

インターネット上に掲載されている「大阪府版部落地名総鑑」において、特定の地区名が掲載され、またその地区に対して地図上で目印を付ける行為があった。

- ④ 2019年5月8日 インターネット上で同和地区情報が流される

インターネット上で部落の所在地や部落出身者を暴き続けてきた鳥取ループ・示現舎を運営する者が、八尾市内のある地区を撮影しながら練り歩き、それをYoutubeで配信している。

- ⑤ 2019年6月14日 校区にかかわる差別問い合わせ

教育委員会指導課へ行為者が来所。本人が居住しているところから通う小学校はどこであるかを問合せ、職員がX小学校であることを伝えると、「いろいろ問題があると聞いているので、他の学校に行くことはできないのか。外国人が多いとか、同和地区とかで問題が多いと聞いている」と発言する。

- ⑥ 2019年7月3日 同和地区の問い合わせ電話

八尾市人権政策課に電話があり、「八尾市に引っ越しを考えているが、〇〇地区と△△地区を考えている。ネットでは同和地区と書かれているがそうなのか」と問い合わせる。

これらの事例は、来所による被差別部落の所在の問い合わせ(①②⑤)と電話による問い合わせ(⑥)、そしてインターネットによる地名・場所の書き込み(③④)であった。来所の場合であっても名前や連絡先を示すことがなかったことから、電話での問い合わせ同様に、いずれも、不特定の者による差別事象である。インターネットによる書き込みは、多くの場合不特定者によるものが多いが、④のように特定できる団体によって配信されるものもあった。

・その他の大きな差別事象

なお、この10年間において、きわめて大きな問題として取り上げられた二つの差別事象があった。

一つは、2012(平成24)年の週刊誌における差別事象(表2-1における※1)である。これは、2012(平成24)年10月に発売されたある週刊誌の文中で、「〇〇(個人名)の出身地の八尾市△△(地区名)には被差別部落がある」と記し、被差別部落の出自であることをもって人格を否定する内容が掲載されたものであった。これについては、その後、出版社は記事の内容の差別性を認め、差別性を含んだ記事を掲載したことに対する謝罪と連載中止についての記事を掲載した。

この事象は、全国の不特定多数の人々に対し、当該情報が流布されたことによって、八尾市民を不当に傷つけ、差別を助長するゆゆしき事態であるとともに、新たな差別を生み出す可能性も懸念されることから、八尾市は市長名で申し入れを行った。これに対し、出版社より市長へ謝罪文の提出があった。

もう一つは、2015（平成27）年の差別文書投函事象（表2-1における※2）である。整理した表中では、本事象の件数を1件としてカウントしているが、これは、八尾市の多くの同和地区住宅に差別的内容の文書を投函した事件であった。また、これは、八尾市に限らず近隣他市や他府県においても八尾市と同一内容の差別文書が多くの同和地区住宅などに投函・郵送されるなど、広範囲かつ大規模であった。

八尾市では、その文書は、部落差別、職業差別、外国人差別、公営住宅入居者差別といった複合的な差別の内容を含むものであることから、市政だよりやホームページ等において、「本市では、根深い差別意識や偏見に満ちた、かつて例をみないほど悪質極まりないものであり、関係機関と連携しながら被害の把握に努め、市を挙げて取り組むという姿勢のもと、市民の皆様とともに、啓発活動などを積極的かつ早急に進めていくべきであると認識している」との見解を示した。

なお、行為者は、その後の警察による捜査によって明らかにされ、大阪簡易裁判所により侮辱罪で料科9,900円の略式命令を受けている。

2) 同和地区住民が受けた差別経験と対応

・同和地区住民が直接受けた差別経験

行政機関が把握・認知した差別事象は、発生している事象の氷山の一角に過ぎないだろう。なぜなら、八尾市『人権についての市民意識調査報告書（さまざまな人権他）』（2010（平成22）年3月）によると、市内同和地区住民において「直接差別を受けた」経験があると回答した人は30.4%ときわめて多いからである。

「直接差別を受けた」と回答した人たちが受けた差別を示したのが、図2-1である。これを見ると、最も多いのは「結婚のことで」24.2%であり、次いで「職場で」16.5%、「学校などの教育の場で」14.3%、「日常の生活の場で」13.2%、「就職に関して」12.1%と続く。この調査結果によって、今なお部落差別は、日常生活のさまざまな場面で頻繁に起きていることがわかった。

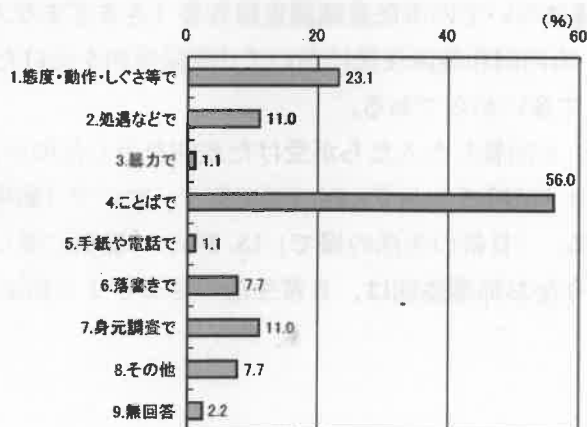
図 2-1 どのような社会関係等で差別を受けたのか



出所：八尾市 2010『人権についての市民意識調査報告書（さまざまな人権他）』26 ページ。

また、図 2-2 では、差別を受けた時の差別行為者の対応を聞いた。それによると、直接に「ことばで」が 56.0%と半数以上にのぼるが、この他、「態度・動作・しぐさ等で」23.1%、「処遇などで」11.0%、「身元調査で」11.0%、「落書きで」7.7%であった。

図 2-2 どのようなかたちで差別されたか（複数回答）



出所：図 2-1 と同じ、29 ページ。

・差別を受けた後の対応

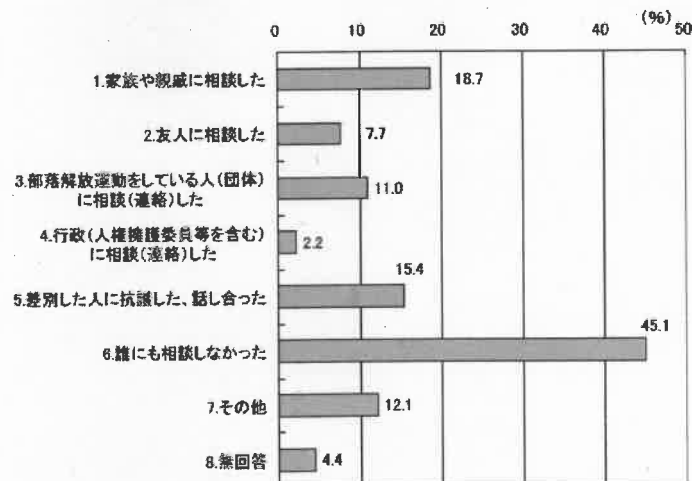
このような差別を受けた時、その当事者達の気持ち（複数回答の結果）は、「いやな気持ち」49.5%、「悔しい思い」42.9%、「怒り」37.4%、「悲しい思い」27.5%、「不合理だと感じた」24.2%などであった。

では、こうした思いをどのように解決しているのか、差別を受けた後の対応について聞いたのが、図 2-3 であった。これによると、45.1%の人が「誰にも相談しなかった」としており、約半数近くが差別されたことを一人で抱え込んでいることがわかった。相談したことのある人は、「家族や親戚に相談した」18.7%、「部落解放運動をしている人や団体に相談した」11.0%、「友人に相談した」7.7%と、身近な人たちや社会的活動を行なっている団体への相談が多い。これに対し、「行政（人権擁護委員等を含む）に相談（連絡）した」人は2.2%と極めて低い割合であった。

なお、「差別した人に抗議した、話し合った」人が15.4%いる。これを多いとみるのか、少ないとみるのか意見の分かれるところであるが、一定割合の人たちがこうした行為をとっていることを注視しておきたい。とりわけ、部落問題学習や啓発を受けた経験との関係をみていくことが今後必要だろう。

いずれにしろ、行政機関が把握・認知した差別事象や同和地区住民の直接的な差別の経験から、今なお部落差別が根強く残っていること、その差別の現れ方は多様であることなどが確認できた。また、その差別に納得できない気持ちはさまざまな気持ちとなって現れている。しかし、それを踏まえての対応は、半数の者は自分自身の心の中で抱え込んでいることが多いことがわかった。また、行政機関の相談にはほとんどつながっていないことがわかった。

図 2-3 差別を受けた後の対応（複数回答）



出所：図 2-1 と同じ、31 ページ。

2. 部落差別に対する同和地区住民の意識と対応

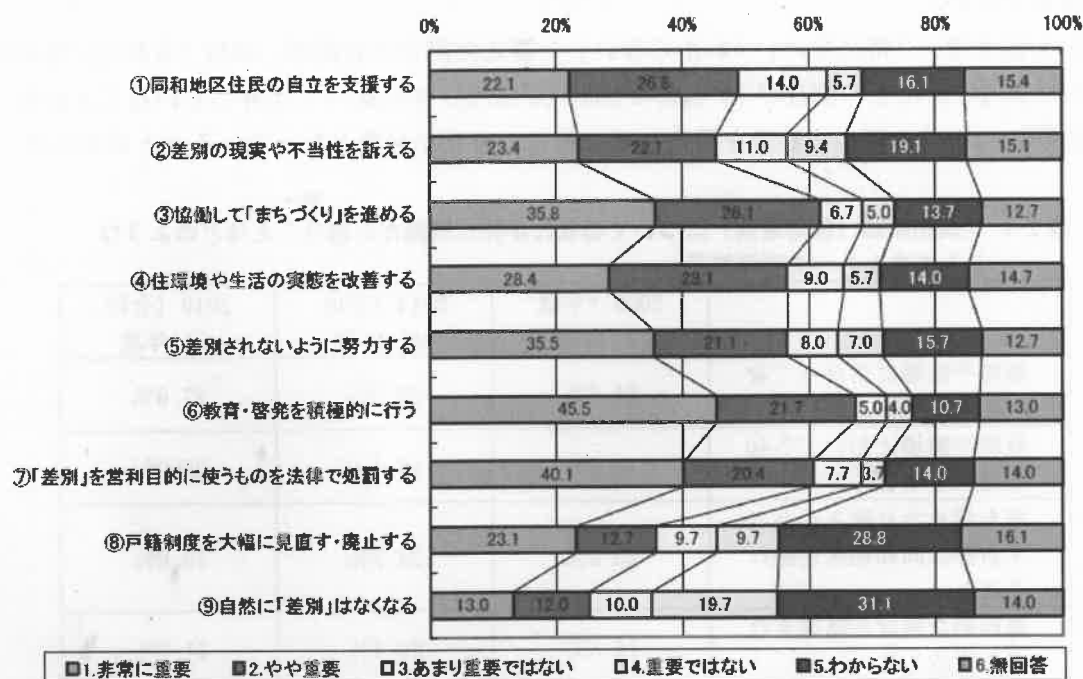
八尾市『人権についての市民意識調査報告書（さまざまな人権他）』（2010（平成22）年3月）は、市内同和地区住民を対象に、以上に示した部落差別の経験に加えて、部落差別の現状についての理解を聞いた。

それによると、「今でも同和地区出身者への差別があると思う」と回答した住民が52.8%を占め、「ないと思う」10.7%の5倍にのぼった。具体的な差別として、39.1%の住民が「就職するときに不利になることがある」と感じており、51.9%の住民が「結婚に際し反対されることがある」、そして52.8%の住民が「土地への忌避がある」と感じていることがわかった。

しかしながら、就職で「不利になる」と回答した人の34.2%、結婚で「反対されることがある」と回答した人の36.8%、また「土地への忌避がある」と回答した人の38.6%が、それらの「不利」「反対」「忌避」を近い将来になくすことはできると感じている。こうした思いを、実現に結びつけるための施策が求められている。

さらに、調査では、今後、部落差別をなくすための政策として何が重要と思うかを聞いた。その結果を示したのが、図2-4である。これによると、「人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」と考える住民が67.2%、「同和地区と周辺地域の人びとが交流を深め、協働して『まちづくり』を進める」と考える住民が61.9%と多いことがわかる。また、「『差別』を営利目的に使う者を法律で処罰する」が重要と考える人が60.5%と高いが、この背景には、えせ同和行為やインターネット上での差別的投稿に対する閲覧件数が増えることが投稿者の収入になる仕組みがあることを意識したものであろう。差別意識を煽り、差別調査を助長する情報を提供することが利益につながる仕組みは放置してよいか、検討することが求められている。

図 2-4 同和地区住民に対する差別を無くするための施策の重要性



(設問項目)…图中の選択肢は要約しており、選択肢全体は次の通りである。

- ①行政が一般的に行っている施策により、同和地区住民の自立を支援する
- ②同和地区住民が差別の現実や不当性をもっと強く社会に訴える
- ③同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」を進める
- ④行政が同和地区の住環境や生活の実態を改善する
- ⑤同和地区住民が差別されないようにもっと努力する
- ⑥学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発を積極的に行う
- ⑦「差別」をしたり、「差別」を営利目的に使うものを法律で処罰する
- ⑧戸籍制度を大幅に見直す・廃止する
- ⑨「同和地区」のことや、「差別」があることを口に出さずに、そっとしておけば、自然に「差別」はなくなる

出所：図 2-1 と同じ、33 ページ。

3. 部落差別に対する市民の意識・受けとめ方

2009（平成 21）年度、2014（平成 26）年度、2019（令和元）年度に実施した市民を対象にした「人権についての市民意識調査」では、同和問題（部落差別）について、八尾市民の意識を聞いた。その回答結果を以下で示す。

まず、「同和問題（部落差別）について特に問題だと思うこと」を聞いたが、その回答を示すと表 2-2 の通りである。これによると、「インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること」を「特に問題だと思う」人の割合は、2019（令和元）年度には 2009（平成 21）年度に比べて 2.5 倍へと著しく増え、28.4%と最も多くなった。こうした理解は、全国的にも見られ、これが部落差別解消推進法の成立のきっかけにもなった。このことから、インターネット上での問題に対する対応が強く求められていることがわかる。また、「結婚や就職にあたって身元調査をすること」「就職や職場において不利な扱いをすること」の割

合がそれぞれ、2014（平成26）年と2019（令和元）年には25%を超え、高くなっていることも、見逃せない。

しかし他方で、「特にない」「わからない」と答えた割合の合計が、2019（令和元）年には36.0%と高く、またその割合が10年前の2009（平成21）年に比べて上昇していることから、部落差別についての正しい知識を得るための教育や啓発が必要となっていることがわかる。

表2-2 「同和問題（部落差別）についてあなたが特に問題だと思うことはどのようなことですか」への回答結果

	2009（平成21）年度	2014（平成26）年度	2019（令和元）年度
結婚や就職にあたって身元調査をすること	24.7%	28.9%	27.9%
就職や職場において不利な扱いをすること	18.5%	26.4%	25.9%
家を借りたり購入したりする際に同和地区を避けること	20.2%	24.7%	19.6%
差別的な発言や落書きなどをすること	14.3%	24.4%	21.8%
インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること	12.6%	24.8%	28.4%
交流や交際を避けること	14.9%	19.4%	18.4%
その他	3.1%	2.4%	4.6%
特にない	14.9%	16.7%	13.8%
わからない	16.9%	20.7%	22.2%
無回答	2.8%	1.7%	4.5%

出所：八尾市『人権についての市民意識調査報告書』2010年3月刊。

八尾市『平成27年度 人権についての市民意識調査報告書』2015年3月刊。

八尾市『令和元年度 人権についての市民意識調査報告書』2020年3月刊。

表2-3は、「同和問題（部落差別）に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方」について「どう思うか」を聞いたものである。回答では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した人の合計割合が、20.0%から21.2%、21.9%と微増している。これに対し、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人の合計割合は、40.9%から35.5%、37.1%へと少し低下している。また、「どちらとも言えない」「わからない」と回答した人の合計割合は、35.6%から40.6%、38.3%へと全体的には上昇している。

これらのことから、同和問題（部落差別）に対する教育・啓発に取り組むことの必要性を理解している人が多いことがわかる。しかし、「どちらとも言えない」「わからない」と回答した人の割合が高止まりしており、またこうした教育や啓発をできるだけ行わない方がよいと

する意見を持つ人が約2割存在することから、同和問題（部落差別）に対する正しい理解を得るための効果的な教育・啓発に取り組んでいく必要があることがわかる。

表 2-3 「同和問題（部落差別）に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方」への回答結果

	2009（平成21）年度	2014（平成26）年度	2019（令和元）年度
そう思う	8.1%	9.1%	8.9%
どちらかといえば そう思う	11.9%	12.1%	13.0%
どちらとも言えない	22.5%	26.9%	23.5%
どちらかといえば そう思わない	12.4%	12.5%	12.9%
そう思わない	28.5%	23.0%	24.2%
わからない	13.1%	13.7%	14.8%
無回答	3.4%	2.6%	2.7%

出所：表 2-2 と同じ。

表 2-4 では、部落差別解消推進法の認知度を聞いた。「名称を知っている」人の割合が36.6%あるとはいえ、「内容まで知っている」と答えた人の割合は4.4%にとどまった。他方、「知らない」と答えた人の割合は半数を超えている。これらのことから、更に法の周知に取り組んでいく必要があるだろう。

表 2-4 「部落差別解消推進法を知っていますか」への回答結果（2019（令和元）年度実施）

① 内容まで知っている	4.4%
② 名称は知っている	36.6%
③ 知らない	55.8%
④ 無回答	3.2%

出所：八尾市『令和元年度 人権についての市民意識調査報告書』2020年3月刊。

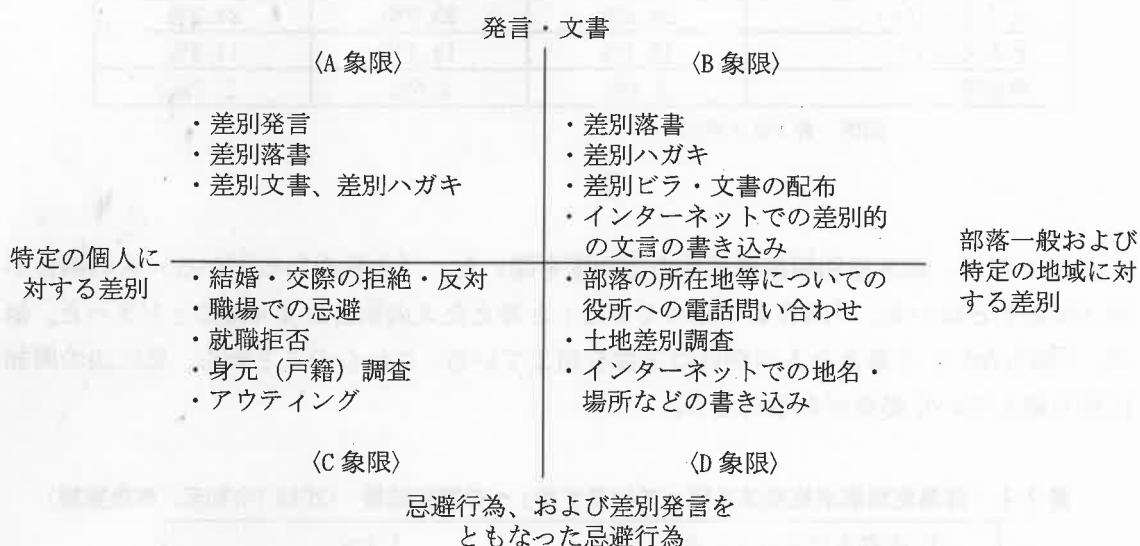
4. 今日の部落差別事象から見えてくるもの

以上のように、ひと言に部落差別事象の様態は多様である。しかし、これらは、大きく2つに分けることができる。一つは、明確な差別意識にもとづく差別であり、もう一つは、無意識による差別である。

このうち、明確な差別意識にもとづくものには、発言や文書によってなされるものと、忌避という行為によってなされるものに分類できる（もちろんケースによっては2つの要素が混在しているものもある）。また、特定の行為者による差別と不特定あるいは匿名の行為者による差別に分けることもできる。差別事象を、これら2つの観点を組み合わせて整理した図示したものが、図 2-5 である。

一般に、部落一般および特定の地域に対する差別には、同和地区住民や部落を取り上げ、市民の差別感情を煽り増幅させる差別落書、差別ハガキの送付、差別ビラ・文書の配布などが多く、近年ではインターネット上での差別的な書き込みによって差別的な感情を煽るものや、地名・場所の書き込みによって忌避を促すものが増えている。こうした事例は、部落問題に取り組む関係団体や行政機関がその抑止に取り組んでいる。また、行政機関に対する部落の所在地等の問い合わせに対しては、行政機関は、その行為者に対して改善を求める「説示」で対応している。また、身元調査や土地差別調査については、条例等による「規制」を行なっているが、依然としてそうした差別的行為はなくなっていない。とりわけ、近年では、インターネットを活用した差別が増えており、行政機関は新たな対応が求められている。

図 2-5 明確な差別意識にもとづく差別事象の分類



注：アウティングとは、「部落の場所やある人が部落出身であることを、本人の同意なく第三者に教える行為」をいう。

出所：以下の三つの文献を参照に作成。

内田龍史・妻木進吾・齋藤直子 2020「部落差別事象の現状把握と対応をめぐる諸問題」49ページ。

法務省人権擁護局 2020『部落差別の実態に係る調査結果報告書』9-16ページ。

山本崇記 2018「部落差別解消推進法と地域社会」世界人権問題研究センター編『問いとしての部落問題研究』246-247ページ。

これに対し、特定の個人に対する差別は、差別発言・差別落書・差別文書・差別ハガキ送付など発言・文書による事象と、結婚・交際の拒絶・反対、職場での忌避、就職拒否、身元調査、アウティング（部落の場所やある人が部落出身であることを、本人の同意なく第三者に教える行為）など、忌避という行為をとまなうものに分けられる。

これらの個人を対象にした差別事象は、すでに示した差別を受けた同和地区住民の気持ちに示されたように、その当事者に深い心の傷を残すことになる。また、結婚や就職における差別の場合は、人生そのものを大きく変えてしまうことになる。このようなことから、このような差別が起きないように人権教育・啓発が必要であり、個人を対象にした人権擁護・救済の措置が求められる。

他方、もう一つの無意識による差別は、たとえば「部落差別はもうないのではないか」、「部落差別は被害妄想で思い込みに過ぎないのではないか」といったものが当てはまる。これらの言動は、相手を差別したり、傷つけたりする意図はないのに、無意識の偏見や無理解によって、相手の心に影を落とし、心を傷つけるものである。また、このことから、無意識による差別は、マイクロアグレッション（小さな攻撃性）と呼ばれ、差別を受けた当事者主体の立場、感性に寄り添った支援や対応策を具体化することが求められている。

以上のように、一言に部落差別事象と言っても、今日では、きわめて多様な形態をとって現れていることがわかる。今後、行政機関や人権問題に関わる団体が、差別を受けた当事者の人権擁護・救済の仕組みを再度整備し、また差別をなくしていくには差別事象の規制や抑止、人権教育・啓発をさらに充実していくことが求められている。

5. 同和地区住民の人口流入と生活実態²

1) 人口の転出・転入をもたらした要因

同和特別対策が終了した2002年4月以降、改良住宅は、一般の公営住宅と同等の扱いとなり、世帯の収入や住宅の規模等に応じて家賃額を決定する「応能応益家賃制度」が新たな家賃制度として適用され、また、その後国が定めた住宅確保要配慮者に対する公的支援策のひとつとして「真に住宅に困窮する世帯を優先した的確な対応」が図られた³。これにともなうて、安定層および若年層において市営住宅から転出する者が増え、他方、高齢者世帯、母子世帯、障がい者や低所得層など社会的課題を有する人びとの転入が増えることになった。

このようにして、公営住宅が地区に集中していること、また公営住宅を対象とした新たな施策が実施されたことを要因として、人口並びに世帯の構造が大きく変わる事となったのである。

このように、八尾市内の同和地区では一定の人口の転入・転出がみられたが、それは、安定層および若年層の転出、高齢者世帯、母子世帯、低所得層など社会的課題を有する人びと

² 部落差別は、差別を受けた者に深い心の痛みをもたらすが、それだけにとどまらず、ややもすると他者への不信、自信喪失、孤立、社会関係の断絶などの問題へと広がり、経済的社会的な諸課題を生み出すことになる。また、それは、同和地区における人口の転出・転入や生活実態などにも深刻な影響を及ぼす。八尾市内の同和地区住民における生活等の実態については、『資料編 八尾市同和地区住民の生活等の実態』において明らかにしている。

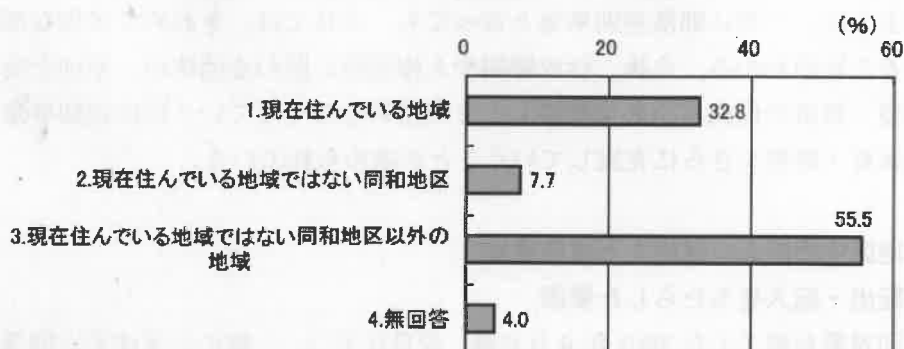
³ 八尾市 2010『八尾市公的住宅のあり方について～市営住宅の整備・管理の基本方針～』2ページ、16ページ。

の転入というかたちで進んできた。こうした傾向は、都市部および都市近郊に位置する同和地区を多く抱える大阪府内の多くの同和地区と共通したものであった⁴。

2) 同和地区居住者の出生地

このような人口・世帯の転出・転入は、当然のこととして、居住者の出生地の多様化をもたらすことにある。図2-5は、2010年における同和地区住民の出生地について調査されたものである。出生地が「現在住んでいる地域」である者は32.8%と3分の1であるのに対して、「現在住んでいる地域ではない同和地区以外の地域」が55.5%と半数を超えていることがわかる。また、「現在住んでいる地域ではない同和地区」が7.7%あった。

図2-5 同和地区住民の出生地 2010年調査



出所：八尾市 2010『人権についての意識調査報告書（さまざまな人権他）』15ページ。

なお、この人口の転出・転入の結果もたらされた出生地の多様化によって、同和地区に居住している住民の「同和地区出身者であると思うか」という問いに対する意見もまた多様化した。この問いに対する回答では、「そう思う」34.4%、「そう思わない」49.2%、「わからない」11.4%と、大きく割れた。ただし、「そう思う」を選んだ回答者に対して聞いた理由（複数回答）では、「同和地区が出生地だから」（55.3%）というだけでなく、それ以上に「現在同和地区に住んでいるから」と回答した人が64.1%と多くなっていた⁵。

このようにして、八尾市内同和地区では、同和地区を出自にもたない者の割合が相当高くなった。しかし、高齢者世帯、母子世帯、低所得層など社会的課題を有する人びとの割合が高くなり、部落差別の解決はもちろんであるが、それ以外の多様な社会的課題の解決という課題もまた重要となっている。

⁴ 2010年の国勢調査並びに行政データを活用して行った調査を踏まえて、大阪府が取りまとめた報告書では、次のように整理された。「制度上、公営住宅の入居者は、収入額に制限があり、収入超過者又は高額所得者と認定された場合、住宅を明渡すことを求められる。また、新たに入居する人も低額所得者である。このため、公営住宅や改良住宅が多く整備されている地域においては、結果として、生活実態面の課題を有する人が多く居住することとなり、このことが、課題の集中が見られる背景のひとつと考えられる」（大阪府府民文化部人権局 2016『旧同和对策事業対象地域の課題について—実態把握の結果および専門委員の意見を踏まえて—』13-14ページ）。

⁵ 八尾市 2010『人権についての意識調査報告書（さまざまな人権他）』18ページ。

3) 生活困窮および福祉ニーズの高い人たちの実態

生活困窮の状況にある人たちに関するデータは、非課税人口割合、生活保護受給世帯割合、子どものいる世帯については就学援助利用児童の割合などから知ることができる。表 2-5 はその状況を示している。A 地区と B 地区の非課税人口割合と生活保護受給世帯割合は、八尾市全体の数値を大きく上回っている。特に生活保護率は、A 地区では 13.4%、B 地区では 22.1% と、八尾市全体の 4.5% のそれぞれ 3 倍、5 倍という状況にあった。就学援助利用児童の割合については、B 地区についてしか情報は得られなかったが、これを八尾市と比較すると、極めて高い割合となっている。このことから、生活困窮世帯が、同和地区に多いことがわかる。

また、生活保護受給世帯の世帯類型別構成は、B 地区についてみると、表 2-6 の通りであり、高齢者世帯、その他世帯が多いことがわかる。高齢者世帯が多いのはもちろん、地域全体で単身高齢者世帯、夫婦高齢者世帯の割合が多いことによる。その他世帯が多いのは、失業率が高いことから、そうした人々が仕事を見つけれず生活保護を申請したことによるだろう。これはまた、全国的に見られた傾向であった。

表 2-5 生活困窮者向け支援策の利用状況 2011 年調査

	非課税 人口割合	生活保護受 給世帯割合	就学援助利用児童の割合 ¹⁾	
			小学校	中学校
A 地区	61.6%	13.4%		
B 地区	69.7%	22.1%	64.9%	92.5%
八尾市民全体	54.9%	4.5%	34.3%	37.1%

注：A 地区の 2011 年の就学援助利用児童の割合は、不明である。

出所：安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』10, 14-16 ページ。

桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』7-8, 10 ページ。

表 2-6 B 地区生活保護受給世帯の類型

	生活保護受給世帯				
	高齢者 世帯	母子 世帯	傷病者 世帯	障がい 者世帯	その他 世帯
B 地区	47.8	9.3	21.1	6.4	15.4
八尾市民全体	40.8	15.6	26.1	11.9	5.6

出所：桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』9 ページ。

表 2-7 障がい者および介護保険認定状況 2011 年調査

	人口に占める 障がい者の割合	高齢者人口に占める介護保険 (要支援・要介護) 認定状況		
		要支援	要介護	合計
A 地区	-	2.1%	3.3%	5.4%
B 地区	10.9%	4.1%	6.9%	11.0%
八尾市民全体	5.2%	1.6%	8.0%	9.6%

出所：安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』12 ページ。

桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』9-10 ページ。

同和地区における障がい者の割合は、表 2-7 から知ることができる。A 地区の割合は不明であるが、B 地区では 10.9%と八尾市全体の 4.5%の 2 倍と、高い水準にあった。

介護保険における要支援・要介護の認定を受けた者の割合は、A 地区と B 地区では大きく異なっている。A 地区では、八尾市全体の約半分近くの低い水準であった。これについて、2014 年の報告書⁶では、「介護保険制度についての意見」を調査・分析し、次のようにコメントしている。

「過去の厳しい生活状況（労働環境、食生活、衛生状態等）を考えると、加齢とともに体力の低下や衰弱が早くなったり、病気や身体の痛みがあちこちに出てくると考えるのが普通」であり、支援・介護を必要とする高齢者は潜在的に多い。しかし、実際には認定率が著しく低いのは、「読み書きが不得手な高齢者にとって、介護保険制度が理解しにくいことや、認定されてもサービスを受ける際の自己負担があることなど」が原因となって、利用をためらわせていると分析した。このことから、支援制度へのアクセスが十分にできないでいる人たちの存在が浮き彫りとなった。

4) まとめ

以上のことから、同和地区では、生活、就労、福祉に関わる課題が山積していることがわかった。また、この同和地区の現状が、ネットを活用した差別の拡散という動きと相まって、新たな差別を生む可能性もある。したがって、生活、就労、福祉に関わる課題の解決は、当事者の人たちが日本社会において市民として生きる上で認められた社会的諸権利を確保するための施策として具体化されなければならないが、合わせて、これは部落差別解消に向けた取り組みの重要な柱を構成するものであるといえるだろう。

現代における部落差別解消という課題は、人権意識を高める取り組みとあわせて、これらの生活や就労、福祉における課題に向けた新たな取り組みの検討が求められている。

6. 部落差別の現状に関する調査から明らかになったこと

第 2 章では、2010 年以降の八尾市における部落差別事象、同和地区住民の被差別体験とそれに対する意識・対応、部落差別に対する八尾市民の意識・受けとめ方、そして同和地区住民の生活実態について、これまでの調査データをもとに整理を行った。これによって、以下のことがわかった。

第一は、今日においても部落差別に関わる事象が頻繁に発生していることが確認できた。第二は、同和地区住民の多くは今なお厳しい差別があると考えており、また差別を受けた場合には一人で抱え込み、孤立することが多い現実がわかった。第三に、市民の意識においても、依然として結婚、就職、土地をめぐる差別があり、直接的な差別発言や落書きがあることを認知している住民が多いことがわかった。とりわけインターネットを使った部落差別が増えており、市民においてもそれを危惧する意識が広がっていることもわかった。第四に、

6 安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』26 ページ。

同和地区住民の生活実態では、高齢化が著しく進行していること、低所得などによる生活困窮にある人が多いこと、そしてこれらの人々がややもすると孤立していることがわかった。また、彼らに対して、福祉的支援が重要であるとともに、日常的な生活の場での人との交流の場をつくることが重要であるとわかった。